

地方公務員法の改正 人事評価が義務づけられました

どうなるの？香川県の人事評価



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
【組合員の購読料は組合費に含む】

香教組ホームページ
http://kakyoso.com/

人事評価の評価項目等【※教諭・講師】

<表1>

評価要素	評価項目	着眼点の例
素養・行動特性	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学習意欲を高めるための創意工夫を凝らしているか。 児童生徒の課題解決を目指して、教員間や家庭との連携に積極的に取り組んでいるか。 自己の指導力向上のために、また、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫のために、広く学校内外において教材研究を行うなど、研究・修業に努め、実践に生かそうとしているか。
	生徒指導 進路指導 (学級経営)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒との面談等を通じて、児童生徒理解のための資料や情報を集めるなど、意欲を持って指導に当たっているか。 学年・分掌及び家庭や関係機関等との連携・協力に意欲をもって取り組んでいるか。 社会の動きに対応して、指導に新たな工夫・改善を取り入れるなど、生徒指導、進路指導に対する研究・修業に努め、実践に生かそうとしているか。
	校務分掌	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標や校務分掌上の課題に対し、新しい企画や建設的な改善案を提案するなど、校務分掌に積極的に参加しているか。 教職員間で分掌上の課題解決に向け積極的に協議を行うとともに、保護者、地域住民等と連携・協力に努めているか。 校務分掌上の課題解決のために研究・修業に努め、実践に生かそうとしているか。
	規律性	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員としての立場を自覚して自己管理を行っているか。 法令等を遵守して職務に取り組む、信頼を得よう努めているか。
能力	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> 教科・科目等に関する専門的知識・技術を有しているか。 教科・科目等の目標に従って指導計画を作成して計画的な指導を行うことができるか。 児童生徒の発達段階や学習への興味関心、理解度に応じた指導を行うことができるか。
	生徒指導 進路指導 (学級経営)	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導、進路指導に関する専門的知識・技術を有しているか。 児童生徒との面談等及び家庭や関係機関等との連携を通じて、児童生徒理解できるか。 児童生徒一人一人の特性を考慮に入れ、発達段階に応じた計画的な指導を行うことができるか。 学校教育目標や学校の実態を踏まえた学級経営を行うことができるか。 児童生徒の状況や指導方針等について、保護者に対して、適切に説明できるか。
	判断力	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導、進路指導に関する専門的知識・技術を有しているか。 児童生徒との面談等及び家庭や関係機関等との連携を通じて、児童生徒理解できるか。 児童生徒一人一人の特性を考慮に入れ、発達段階に応じた計画的な指導を行うことができるか。 学校教育目標や学校の実態を踏まえた学級経営を行うことができるか。 児童生徒の状況や指導方針等について、保護者に対して、適切に説明できるか。
	表現力	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の特性を考慮に入れ、発達段階に応じた計画的な指導を行うことができるか。 学校教育目標や学校の実態を踏まえた学級経営を行うことができるか。 児童生徒の状況や指導方針等について、保護者に対して、適切に説明できるか。

示されている評価のための「着眼点」はあくまでも例。県教委は「基準はあくまでも学校

具体的な評価基準は校長と話し合いつくっていくはず...
県教委

表1がこれまで勤務評定として示されていたものです。「学校教育目標や」が加わっていますが、2001年11月に示されたものとはほぼ同じです。

「着眼点の例」になっています。県教委の説明では具体的な評価基準については学校ごとに決まるそうです。

○実績評定(年2回の業績評価)

<表2>

評価要素	評価項目	着眼点の例
実績	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> 各教科・科目等の指導目標の実現に向け指導計画を実施することができたか。 児童生徒の実態に応じて指導内容・方法を教材教具等を工夫し、授業の改善を図ることができたか。 指導計画に基づき適切な評価を行うことができたか。
	生徒指導 進路指導 (学級経営)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の安全、健康に対する意識を向上させ、基本的な生活習慣の確立や問題行動への対応を適切に行うことができたか。 生徒指導、進路指導を通じて児童生徒間、児童生徒と教員、学校と地域等において望ましい関係を結ぶことができたか。 学校教育目標に則して、個々の指導目標の達成に向け、指導の改善を図りつつ適切な取り組みを行うことができたか。 児童生徒を適切に評価することができたか。
	校務分掌	<ul style="list-style-type: none"> 分掌した校務を手順よく効率的に実施することができたか。 複雑な校務や緊急な事態にも正確で安定した対応ができたか。

表2は今回、別紙で示されています。この実績評定が、勤勉2015年11月の香教組との交渉で明らかになっています。

評価者は第1次教頭→第2次校長 市町教委が調整。評定には県教委は関与しません。

人事評価制度の見直しの概要

- 1. 評定者**
教頭を第1次評定者にします。
○第1次評定者を教頭、第2次評定者を校長とし、複数の観点で評定することにより客観性・公正性を高めます。(従前は校長のみ)
- 2. 評定要素**
意欲・行動特性、能力、実績の二つの要素について評定します。
○職務に取り組む意欲や姿勢、職務遂行のプロセスも重視した評価にします。
- 3. 評定の仕方**
職務遂行行動の記録に基づき評定します。
○客観的事実に基づいて評定します。
- 4. 結果の活用**
能力開発、指導育成、人事配属、昇給、昇任等に活用します。
○評価結果の給与への活用については従来どおりとし、制度が定着した段階で勤労手当の成果連動等への活用について検討します。
- 5. 研修の実施**
評定者を対象に研修をします。
○公正で客観的な評価を行うため、全校長、教頭を対象に評定者研修を実施します。

平成13年11月16日
香川県教育委員会

2001年にはこのような説明書が配布されています。

やりかたを説明してやるか

県教委は、「4月末までには県内全ての小中学校で『校長から説明をするように』とお願いしている」と話しています。全ての職場できちんと説明があったのでしようか。評価の仕方も市町・職場によって多様です。香教組は、評価される側に不公平感があるような評価制度の導入に引き続き反対するとともに、導入するのであれば「納得のいく評価制度にするように」と粘り強く要求しています。教職員のみならず現場の様子を香教組に知らせて下さい。

「知らせないの」
という声は、この制度の問題を含んでい

「先輩が実践を語りなくなった」「学習プリントを共有しなくなった」と各地で報告された▼今、教育現場は困難を極めている。教職への希望者も減ってきている。それでも、しんどいことも職場で支え合い、笑いで一日を終えることができれば、また明日への活力につながるだろう▼評価の結果を知らせないで教職員の資質向上はあり得ないと思うが、評価が一人歩きし、評価を上げるためにだけに教育実践や校務分掌をこなし、同僚性が失われるのはもっと恐ろしい▼考えれば考えるほど、教育現場に人事評価はそぐわないことがわかる。

2016年3月25日、県教委から、県内4つの組合に対し、地方公務員法(以下地公法)の改正にともない、4月からの教職員の人事評価についての説明がありました。香川県は、2002年に人事評価制度の見直し(新勤評)を発表しています。県教委は「これまでほとんど変わりはない」としています。

2016年3月25日、県教委から、県内4つの組合に対し、地方公務員法(以下地公法)の改正にともない、4月からの教職員の人事評価についての説明がありました。香川県は、2002年に人事評価制度の見直し(新勤評)を発表しています。県教委は「これまでほとんど変わりはない」としています。

小黑板
新年度が始まり多忙な毎日。「忙」は「心を亡くす」と書く。時間に追われても、心まで追われることがないようにと願うばかりだ▼県教委から「勤務評定」について説明があった。勤務評価の結果は個人に開示されない。「目標↓実践↓自己評価」でよいのではないだろうか。知らせないのであれば、一覧表を作る必要があるのか▼現場では「県学習状況調査の成績がよくなければボーナスが下がるよ」と教員に言った管理職がいる。やんちゃなクラスを持ちたくない拒否する先生に理由を聞くと「勤務評定が下がるから」▼本当に下げられるのかは定かではないが、こういう声が聞こえてくること自体が、この制度は問題を含んでい

「後方支援（兵站）」がもつとも危険

世界の常識となっている概念が日本にはない！

3月26日27日 香教組青年部は、広島県の青年部が主催する「平和学習」に参加しました。

1日目は、「軍都広島」としての被害の歴史を学びました。2日目は、被災地「ヒロシマ」としての被害の歴史を学びました。わかりやすく現代とつなぎながら話していただいた現地での学習は、参加者の心に強く響きました。



「『後方支援＝兵站』は世界の常識。なぜか明治以降日本には『兵站』の概念が無かった。広島県宇品は、大陸での戦争の『後方支援＝兵站』を担っている町だった。軍隊では『兵站』は心臓部。世界では、『兵站部隊＝後方支援』を一番にねらうのが常識」と語る講師高橋信雄さん



新学期の最初の仕事の1つ、教室掲示はとても大切です。特に、「学級目標」「時間割」「当番活動」「係活動」たくさんの掲示物を作らなくてはなりません。最近は、パソコンで美しく見栄えのするものを短時間で作ることができるようになりました。色とりどりの掲示物は、一見、教室を華やかにし楽しくなります。

実践もよくみかけます。ASD（自閉症スペクトラム症候群）の子どもの中には、目を怖がる場合があります。「一日中、睨まれている」と教室に入ってから着席できなくなつたケースもあります。

30年前は「色彩豊かな掲示は、子どもの色彩感覚を育む」と言われていました。しかし、今

とりたいところですが、この色とりどりの掲示物が落ち着かない原因になっているのです。発達障害の子どもの特徴のひとつに「入ってくる情報を取捨選択したり遮断したりできない」ということがあげられます。黒板のまわりに、色とりどりの掲示物があると、そちらに興味を奪われ、授業に集中できないこともあるということです。

教室の前面に、学級目標と似顔絵を掲示する

「シリーズ「子どもとかわる」② 子どもたちの席に座り、黒板や周りを見てみましょう。落ち着きますか？」

一度、子どもたちの席に座り、教室を眺めてみましょう。子ども目線で見ると、いろいろなことに気づきます。意外なものが「集中すること」を阻害していることがわかるのではないのでしょうか。

最近、パステル調の淡い色合いの掲示物を貼るか、前面、特に黒板の上には何も貼らないという教室が増えています。

説明の一つひとつが「なるほど！」と思えるものばかりでした。なかでも、「兵站」という言葉を初めて知り、原爆投下の被害者としての広島だけでなく、加害者としての広島からも学び、戦争について考えることができました。

また、「後方支援」という言葉は世界中どこを探しても存在しないというのを知り、正しく知ることの大切さを改めて感じました。

さらに、同じ思い



「1945年8月6日午前8時15分原爆が投下されました。あの時、当たり前の日常が一瞬にしてなくなってしまいました。あの時、当時の子どもたちが何を考え、先生たちが何をしていたのか、私たちは教師として「知りたい」という思いから学び始めました。戦争は当たり前の日常を奪うもの。戦争を知らない私たち若い世代こそが、しっかり学んで伝えていかなければならないと改めて強く思います。」と熱く語る現地青年部のみなさん



九州・四国・中国地方各地と奈良から参加した青年のみなさん

高松支部 M子